



中部保第 628-7 号  
令和 4 年 8 月 23 日

写し

第一種フロン類充填回収業者登録の更新通知書

拓南商事株式会社  
代表取締役社長 川上 哲史 殿

沖縄県中部保健所長

国吉 秀樹



令和4年5月24日付けで申請のあった第一種フロン類充填回収業者登録の更新申請書に基づき、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項において準用する同法第28条第2項の規定により、登録の更新を行ったことを通知します。

登録番号	第 2-20 号		
登録年月日	平成14年6月5日		
登録の有効期限	令和9年6月4日		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収するフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収するフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー	○	○	○
(2) 冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
(3) フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品	○	○	○
充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填するフロン類の種類			
充填の対象とする第一種特定製品の種類	充填するフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			

事業所の名称 拓南商事株式会社  
事業所の所在地 うるま市州崎8-2